

独立行政法人情報処理推進機構 平成27年度計画

独立行政法人
情報処理推進機構

(平成28年 3月31日 変更)

目次

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化～誰もが安全なITを安心して利用できる経済社会のための情報セキュリティ基盤の確立を目指して～	1
1-1. あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有	1
1-2. 情報セキュリティ対策に関する普及啓発	3
1-3. 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施	4
1-4. 暗号技術の調査・評価	5
2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進～重要インフラ分野等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上～	6
2-1. 重要インフラ分野の情報処理システムに係るソフトウェア障害情報の収集・分析及び対策	6
2-2. 利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進	6
2-3. 公共データの利活用等政府方針に基づく電子行政システムの構築支援	7
2-4. ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携	7
3. IT人材育成の戦略的推進～若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等～	8
3-1. イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発	8
3-2. IT融合人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備及び情報発信	8
3-3. 情報処理技術者の技術力及び国民のIT利活用力の向上を目指した情報処理技術者試験の実施等	9
3-4. スキル標準及び産学連携に関する事業の民間を含めた実施体制の構築	9
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1. 出口戦略を意識した業務運営の不断の見直し	11
2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営	11
3. 運営費交付金の計画的執行	12
4. 戦略的な情報発信の推進	12
4-1. ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)	12
4-2. 戦略的広報の実施	12
5. 業務・システムの最適化	13
6. 業務経費等の効率化	13
7. 調達の適正化	13
8. 機構のセキュリティ対策の強化	14
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	14
1. 自己収入拡大への取組み	14
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	14
3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	14
4. 債務保証管理業務	15

5. 資産の健全化	15
IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	15
1. 予算(別紙参照)	15
2. 収支計画(別紙参照)	15
3. 資金計画(別紙参照)	15
V. 短期借入金の限度額	16
VI. 重要な財産の譲渡・担保計画	16
VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	16
VIII. 剰余金の使途	16
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	16
1. 施設及び設備に関する計画	16
2. 人事に関する計画	16
3. 中期目標期間を超える債務負担	17
4. 積立金の処分に関する事項	17
別紙	
別紙1 予算	18
別紙2 収支計画	23
別紙3 資金計画	28

独立行政法人情報処理推進機構平成27年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)の平成27年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化～誰もが安全なITを安心して利用できる経済社会のための情報セキュリティ基盤の確立を目指して～

1-1. あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

(1-1-1) ウイルス等の脅威への対応

(1) 急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、ウイルスや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、広く国民一般に対し、傾向や対策等の情報提供を行う。

① 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行いつつ、定期的に受付状況を公表する。

② スマートデバイスやパソコンに関するウイルスや不正アクセス等の解析・検証環境を整備するとともに、情報の収集、現象の分析及びノウハウの蓄積、情報発信活動を行う。

(2) ユーザからの相談・問い合わせ対応については、自動応答システム等の活用により効率的に行う。

① 「問合せ対応システム」による対応事例の共有や活用を行うことにより、業務の効率化を図る。

(3) 深刻化、増大する標的型攻撃や新種のコンピュータウイルス等のサイバー攻撃に対して、注意喚起・情報共有のみならず、未然発生防止のための措置等高度な対策等の提案を行う。

① サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP¹)の運用を着実に継続し、より有効な活動に発展させるよう参加組織の拡大、共有情報の充実等を図るとともに、「経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議・脅威情報共有ワーキンググループ」においても情報共有を推進する。

② 「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」の運営を通して情報収集を行いつつ、ウイルス検体の収集・解析・分析・アドバイスや対策情報発信等をタイムリーに実施する。

③ 公的組織や重要関連組織に対する標的型サイバー攻撃の被害低減を目的としたサイバーレスキュー隊(J-CRAT²)を運用し、組織への標的型サイバー攻撃対応等の支援を実施する。

④ 標的型サイバー攻撃の解析において、独立行政法人情報通信研究機構(NICT³)、独立行政法人産業技術総合研究所(AIST⁴)等と連携して攻撃防御の技術に関する知見交換を行い、解析手法の高度化を行う。

¹ J-CSIP: Initiative for Cyber Security Information sharing Partnership of Japan

² J-CRAT: Cyber Rescue and Advice Team against targeted attack of Japan

³ NICT: National Institute of Information and Communication Technology

⁴ AIST: National Institute of Advanced Industrial Science and Technology

(1-1-2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- (1)「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に利用者に提供する手法を検討する。
- ①経済産業省の告示に基づき、脆弱性関連情報の届出受付を行いつつ、四半期毎に届出の受付状況を公開する。
 - ②JPCERT/CC⁵との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をウェブサイト運営者、ソフトウェア製品開発者に提供する。
 - ③脆弱性対策を促進するためのツールを提供する。
 - ④「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」において脆弱性対策の問題点とその解決策を検討するとともに、届出制度の改善策を策定する。
- (2)統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策の普及啓発を推進する。
- ①「JVN iPedia」(脆弱性対策情報データベース)及び「MyJVN⁶」の運用を引き続き行う。
 - ②情報システムの脆弱性対策を普及啓発するためにセミナー等を開催する。
- (3)最新の脆弱性情報やインシデント情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、情報セキュリティリスクの低減を促進する。
- ①情報セキュリティ上の最新情報を適宜収集しつつ、特に必要とされる場合には注意喚起等による対策情報等の公表を行う。

(1-1-3) 社会的に重要な情報システムに関する対策支援

- (1)重要インフラ分野や制御システム等の社会的に重要な情報システムについて、関係府省等の求めに応じて、情報セキュリティ強化のための調査、協力を行う。
- ①制御システムのセキュリティについて、標準化動向、業界動向等に関する情報を収集するとともに、国内での普及を行う。
 - ②制御システムの脆弱性に対して、関係者と連携を図りつつ脆弱性対策を促進する。
- (2)我が国の競争力の源泉となる組込み機器の脆弱性に関する対策の提示等を行う。
- ①組込み機器の脆弱性に対する調査、検討及び普及啓発を行う。
 - ②組込み機器の脆弱性の検出技術の普及啓発を行う。

(1-1-4) 技術的レポート等の提供と満足度調査

- (1)技術情報の収集・分析結果を技術的なレポート等として年間20回以上提供する。
- (2)機構から情報を提供・共有した企業、個人等に対し、その提供時等に200者以上のアンケートを行うほか、共有相手先等へ30者以上のインタビュー、ウェブサイトを用いた意見の収集等を行い、提供・共有した情報に関するニーズや課題を把握する。それらを元に提供・共有する情報について、内容の充実、手段の改善等のフィードバックを行う。また、意見の収集とフィードバックは、的確な対応ができるよう担当を一元化して実施する。

⁵ JPCERT/CC: Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center

⁶ セキュリティ上問題となるPCやサーバの脆弱性の対策を促進するために、対策情報を効率的に収集し、簡単な操作で最新情報に基づいたチェックを行うことができる仕組み(フレームワーク)の総称。

1-2. 情報セキュリティ対策に関する普及啓発

- (1) 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策を周知するため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行い、更なる啓発活動を実施する。
- ① サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析や提供・共有に対するフィードバックをもとに、広く企業及び国民一般に、効果的・効率的に情報セキュリティ対策を普及啓発するためのコンテンツを作成するとともに、普及啓発活動で活用する。
 - ② 地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援を行う。
 - ③ 情報セキュリティ啓発サイトの運営を行い、広く普及啓発を行う。
 - ④ 小中高等学校の児童・生徒を対象とした情報セキュリティに関するコンクールを開催する。実施に当たっては、全国の小中高等学校に対して応募依頼を行うとともに、機構の成果物を紹介する。
 - ⑤ 一般ユーザ、経営層を含む一般企業、セキュリティ専門職等に向けて情報セキュリティに関する普及啓発を行うため、各種イベントへの参加、普及啓発資料の制作・配布等を行う。
 - ⑥ 全国の民間団体の協力を得て、スマートフォン・SNS⁷・インターネット利用者に対し情報セキュリティ対策等の普及啓発を行うとともに、情報セキュリティの普及啓発を行う民間団体の連携の強化を図る。
 - ⑦ 中小企業の情報セキュリティ人材不足の解消に向けて指導者を育成するとともに、セキュリティプレゼンター制度を運用し、関連団体等への協力を得て、セキュリティプレゼンター登録数を50名以上増加させる。
 - ⑧ 商工三団体の傘下団体等の協力を得つつ脆弱性対策情報等の定期的周知先の拡大を図る。
- (2) 情報セキュリティに関する脅威を分析・評価し、IT利用企業や国民一般に向けた積極的な情報セキュリティ対策を図るため、必要な情報提供を行う。
- ① 国内の産業における情報セキュリティ事象の被害状況について、被害額、対策状況等の調査を行うとともに、セキュリティ対策の費用とその効果の状況を分析する。
 - ② 情報セキュリティに関連する事象に対して、社会科学的な観点からの取組、情報セキュリティリスクの対応についての動向および情報セキュリティエコノミクスの動向について調査する。
 - ③ 情報セキュリティの脅威に対する意識調査を行うとともに、スマートデバイス利用者を対象とした同様の意識調査を行う。
- (3) 社会的要請に応じ、情報セキュリティ対策・プライバシーに関する状況の調査・分析を行い、情報提供を行う。
- ① 「情報セキュリティ白書2015」を編集、作成、出版するとともに、電子書籍版の作成を行う。
 - ② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた準備状況の動向等を見据えつつ、情報セキュリティ対策・プライバシー等と経済・産業に関連した調査を行う。
 - ③ 内部不正を含む営業秘密侵害に対して、情報セキュリティの観点から営業秘密侵害を未然に防止するため、事例を収集・分析するとともに、その保護手段について民間企業・セキュリティ事業者等と共有する。
- (4) 米国商務省国立標準技術研究所(NIST⁸)、韓国インターネット振興院(KISA⁹)等の各国の情報セキュリティ機関との連携を通じて、情報セキュリティに関する最新情報の交換や技術共有等に取り組む。

⁷ SNS: social networking service

⁸ NIST: National Institute of Standards and Technology

⁹ KISA: Korea Internet & Security Agency

- ①米国商務省国立標準技術研究所(NIST)、米国国土安全保障省(DHS¹⁰)、韓国インターネット振興院(KISA)については、引き続き定期会合等を実施する。
- ②情報セキュリティに関する国際会議に積極的に参加し、各国のサイバー攻撃の現状や各国の対応状況について情報収集、意見交換を行う。

1-3. 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施

- (1)ITセキュリティ評価及び認証制度において、制度利用者の視点に立った評価・認証手続きの改善、評価等に関する人材の育成、積極的な広報活動等を実施する。特に、認証書発行までにかかる期間を成果指標とし適切な期間内とする。また、認証取得後、認証取得者に対してアンケート調査を実施し業務改善を図る。
 - ①認証を通じ、国内で使用される製品のセキュアな開発環境の整備及びセキュアな製品調達の推進を図る。
 - ②ITセキュリティ評価及び認証制度の利用促進と評価品質向上のため、政府調達製品におけるセキュリティ確保のための調査や開発、情報提供を実施する。
 - ③ITセキュリティ評価及び認証制度の関係者(調達者、開発者等)からの制度への要望や運営上の課題を踏まえた申請手続きの改善や内部処理の短縮に努める。
- (2)暗号・セキュリティ製品やモジュールの認証、暗号技術等広範に亘る情報セキュリティ対策の国際標準化や新たな手法の開発に係わる国際会議等に参加し、貢献する。
 - ①情報セキュリティ分野と関連の深い国際標準化活動であるISO/IEC JTC1/SC27¹¹が主催する国際会合(年2回)等へ、機構職員を派遣し、活動成果の国際規格への反映を働きかけるとともに、収集した国際規格動向を踏まえ、今後の事業への反映を行う。
 - ②CCRA¹²会議に機構職員を派遣し、認証に係る情報交換や相互承認の取組について検討を行う。
 - ③日本の認証制度に対するCCRAの監査対応準備を行う。
 - ④脆弱性対策に関する国際的な標準化等に参画し、情報システム等のグローバルな安全性の確保に向けた活動に寄与する。
- (3)暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP)について、試験等に関する人材の育成を図るとともに、暗号モジュールセキュリティ要求事項の国際標準ISO/IEC 19790に基づく認証制度の運営準備を推進する。
 - ①CMVP¹³(NIST)との共同認証制度の運営準備を行う。
 - ②暗号モジュールセキュリティ試験要件ISO/IEC 24759のJIS¹⁴原案作成を推進する。
 - ③暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP)並びにITセキュリティ評価及び認証制度(JISEC¹⁵)ハードウェア分野の制度を運営する。
 - ④ハードウェアCC認証に関連して脆弱性評価、対策技術に関する情報収集、欧米関連団体との連携強化を図る。

¹⁰ DHS:United States Department of Homeland Security

¹¹ ISO/IEC JTC1/SC27(International Organization for Standardization/ International Electrotechnical Commission Joint Technical Committee 27):ISO は非電気分野、IEC は電気分野の国際標準化機関であり、両機関が情報処理分野を担当する合同委員会 JTC1 を設けている。SC27 は JTC1 傘下の Sub Committee の 1 つでセキュリティ技術を担当。

¹² CCRA(Common Criteria Recognition Arrangement):Common Criteria(情報技術セキュリティを評価するための国際規格)にもとづいたセキュリティ評価・認証の相互承認に関する国際的な協定。

¹³ CMVP(Cryptographic Module Validation Program):NISTが運営する北米の暗号モジュール認証制度。

¹⁴ JIS(Japanese Industrial Standards):我が国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法(昭和24年)に基づき制定される国家規格。

¹⁵ J I S E C : Japan Information Technology Security Evaluation and Certification Scheme

- ⑤最先端の脆弱性評価ツールを、国内のICカード等のハードウェア開発者、評価機関、大学等の関係者に利用させることにより、ハードウェアの脆弱性評価に係る人材の育成を図る。
- (4) 政府調達等における情報セキュリティの確保に資するため、政府及び地方公共団体の調達担当者等に対して「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を遵守するように、調達する機器等のセキュリティ要件及びその要件を満たす認証取得製品等の情報提供や普及啓発を行う。
- ①「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」について、改定の要否を検討し、検討結果に応じて経済産業省とともに改定案を策定するとともに、当該要件リストの効果的活用を施すためのガイドブックを引き続き提供する。
 - ②IT製品の技術分野ごとに作成したプロテクションプロファイル情報を提供する。
 - ③情報システムを調達する際にセキュリティ要件の確認を支援するツール等を提供する。

1-4. 暗号技術の調査・評価

- (1) 電子政府推奨暗号リストの適切な維持・管理を行うため、CRYPTREC¹⁶の事務局を引き続き務めるとともに、電子政府推奨暗号の危殆化をフォローするため、国際会議へ出席し、調査を行う。また、民間セクターにおける暗号利用システムの円滑な移行を図るための情報提供を行う。
- ①暗号技術評価委員会の活動において、情報システム等のセキュリティ技術の基礎となる暗号アルゴリズムの安全性監視活動を実施するため、国際会議等に年間7回以上参加し、調査を行う。
 - ②暗号技術検討会の方針のもと、CRYPTREC暗号リストの小改定について検討する。
 - ③暗号関係を安全に利用してもらうための普及啓発活動を行う。
 - ④暗号技術に関する国際的な協力関係の推進を図るため、ProvSec2015を関連機関と共同で開催する。
- (2) 技術的評価能力の向上に資する最新技術動向の情報収集等を行うため、NIST及びJIWG¹⁷と毎年定期協議を行う。

¹⁶ CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) : 電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査検討するプロジェクト。

¹⁷ JIWG (Joint Interpretation Working Group) : 欧州における、スマートカード等のセキュリティ認証機関からなる技術ワーキンググループ。

2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進～重要インフラ分野等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上～

2-1. 重要インフラ分野の情報処理システムに係るソフトウェア障害情報の収集・分析及び対策

(2-1-1) 重要インフラシステム等のソフトウェア障害情報の収集・分析、及びソフトウェア障害の再発防止の導入促進や事例に対する対策支援

- (1) 情報処理システムの信頼性向上を推進するため、平成26年度までの活動等を通して得られた、障害事例情報の教訓化ノウハウ、教訓の活用方法や活用事例、システム障害の分析手法・事例や対策手法・事例に関するガイド等を整理する。
- (2) 平成26年度までに取りまとめた障害事例情報の分析に基づく教訓や上記で整理したガイド等を提供し、新たに2以上の産業分野において、自律的な障害情報収集・共有の体制を構築する。
- (3) 上記(1)のガイド等の精緻化のため、深刻な影響を及ぼした情報処理システムの障害事例等の品質・信頼性確保に関する実証的な障害事例情報の分析に基づく教訓化を継続する。
- (4) モデルベースアプローチに基づいて、人間とシステムや複数システム間の関わり合いに起因する複合原因障害を迅速かつ的確に診断する手法を取りまとめる。また、その効果検証を行い、有用性を具体的に確認するとともに、普及展開を図る。
- (5) ソフトウェア開発データの活用による情報処理システムの信頼性向上を目指し、組込み系を含め、これまでに収集・蓄積したデータに加えて、平成26年度に検討した収集・分析項目の見直しを反映しつつ、新たに200プロジェクト以上の開発データを収集し、分析を行う。さらに、組込み系に対しては、組込み系ソフトウェア開発データ白書を発行する。また、情報処理システムの信頼性・生産性向上につながる新たな分析手法の検討等、収集データの一層の活用拡大を図る。
- (6) 情報処理システムの信頼性向上等に事業がどの程度貢献したのかを評価するため、調査を実施し、その結果を事業活動へ反映する。

2-2. 利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進

(2-2-1) ソフトウェア品質説明力の強化の促進

- (1) 相互に接続され複数分野間で連携する製品・サービスの信頼性を確認する上での課題分析を行い、システム連携時の自律制御に係る信頼性要件やセキュリティ上の考慮事項等ソフトウェアエンジニアリング及びシステムズエンジニアリングの観点から取り組むべき対応策に関する検討、情報提供を行う。
- (2) 機器・サービスが相互に接続されるソフトウェアサプライチェーンにおいて、製品・サービスを提供する事業者がソフトウェア品質説明力の強化の一環として考慮すべき事項を明らかにし、利用者に対して行うソフトウェアの信頼度の通知(表示を含む)に関してガイドラインとしてまとめる。
- (3) 製品・サービス等の異なる20の業界団体・機関等に対し、情報処理システムの信頼性の向上に関する利用者や業界等のニーズや課題の把握を継続して行う。さらに、「ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン」に基づいた、品質関連の制度の構築を目指す業界団体(継続を含む)に対して、具体的な制度化に向けた支援を行う。また、ソフトウェア品質説明力の強化を推進するために整備した、品質に関するガイドブック等の

成果物の普及活動を実施する。

(2-2-2)ソフトウェア信頼性の見える化促進のための環境整備

- (1)IoT時代に求められる情報処理システムを実現するソフトウェアについて、その高信頼性を確保するため、システムズエンジニアリング、モデルベース開発、セキュリティ対応開発、派生開発等の先進的な設計技術の効果的な適用事例を10件収集し、分析・整理する。また信頼性検証のための先進技術及びその活用手法に関する内外の最新動向を収集する。これら先進的な技術の適用のためのガイドブックを取りまとめる。加えて、OMG¹⁸に対する、コンシューマデバイスの高信頼設計のための標準化に向けた活動を推進する。
- (2)大学等におけるソフトウェア工学分野の研究提案(RISE¹⁹)を公募し、選考・採択した研究を支援するとともに、得られた成果を産業界へ展開するための活動を行う。

2-3. 公共データの利活用等政府方針に基づく電子行政システムの構築支援

- (1)政府CIO室、経済産業省と連携して「情報共有基盤推進委員会」を運営し、電子行政システム構築支援に係る事業(オープンデータ構築支援及び文字情報基盤の活用)について事業を進める。
 - ①共通語彙基盤について、電子行政システムにおけるオープンデータ提供や情報連携に不可欠な基本語彙の整備を進め、一般に向けて提供を行う。また、その登録・提供・活用のために必要なデータベースとツールの構築を開始する。
 - ②文字情報基盤について、行政機関が情報処理をするために必要となる人名漢字等の文字情報を国際標準に適合した基盤に整備し、利便性の高い公共サービスとして提供する。また、国際標準化作業の推進を図るとともに、事業内容の普及に努める。
 - ③自治体の公共データの対応状況や共通語彙基盤、文字情報基盤についての認知度等を調査する。

2-4. ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携

- (1)米国商務省国立標準技術研究所(NIST²⁰)、米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所(SEI²¹)、欧州自動車業界団体(MISRA²²)等の海外の代表的機関との意見交換を行う。
- (2)国際標準化の議論が進められているベンチマーキング(ISO/IEC 29155シリーズ²³)について、ソフトウェア開発プロジェクトのデータ収集・分析等に関する我が国の取組が反映されるように、事業成果に基づく提案を行うとともに、それらの国際規格への反映を目指す。

¹⁸ OMG: Object Management Group

¹⁹ RISE: Research Initiative on Advanced Software Engineering

²⁰ NIST: National Institute of Standards and Technology

²¹ SEI: Software Engineering Institute

²² MISRA: The Motor Industry Software Reliability Association

²³ ISO/IEC 29155 シリーズ: ITプロジェクト性能ベンチマーキング規格

3. IT人材育成の戦略的推進～若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等～

3-1. イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発

(3-1-1) 若い突出したIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発

(1) 重点地区を定めて人材の発掘を促進し、応募件数を120件以上とする。(平成28年度公募)

① 関西地区、九州地区を重点地区とし、大学等における個別説明会を開催する。

② U-22プログラミング・コンテスト等と引き続き連携するとともに、新たにETロボコン2015と連携し、未踏事業応募者増に向けた活動を実施する。

(2) プロジェクトマネージャー(PM)の独自の指導のもと、若い突出したIT人材を引き続き育成するとともに、成果を元にした起業・事業化の意識を高めるため、育成期間中に起業・事業化教育を実施する。

① 中間合宿等、多数の未踏クリエイターが集まる場を利用し、起業・事業化について講義を行う。

(3) 一般社団法人未踏と連携し、若い突出したIT人材による成果等をイベントや交流会を通じて産業界に周知するとともに、起業・事業化組織の立ち上げを図る。

(3-1-2) 特定の優れた技術を持ったIT人材の発掘・育成

(1) サイバーセキュリティ分野への関心と技術ポテンシャルの高い全国の22歳以下の精鋭を一堂に会したセキュリティ・キャンプ全国大会を、賛同企業会員により構成された「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と共同開催し、45名以上の受講を目指す。

(2) 「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と共同開催で、セキュリティ・キャンプ地方大会を実施し、5か所以上での開催を目指す。

(3) 「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と共同開催で、情報セキュリティ関連業界と修了生との交流会を実施する、地方で開催される技術交流会の支援を行う等、修了生に対するフォローアップの強化を図る。

3-2. IT融合人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備及び情報発信

(3-2-1) IT融合人材のスキル指標等の提示と活用の促進等

(1) 平成26年度に実施した「IT融合人材育成事例調査」を通じて分析・整理したメソッド(取組みレベルの向上策)を公開する。また、企業風土改革やイノベーションの市場ニーズに鑑みながら、民間でのIT融合人材に関する取組みを加速させるためのプロモーション活動を実施する。

(3-2-2) 情報セキュリティ人材のスキル指標等の提示と活用の促進

(1) 関係機関等との連携・協業や情報処理技術者試験との連携を通じて、情報セキュリティに関するスキル指標を活用したプロモーション活動を実施することにより、特にユーザ企業における情報セキュリティ人材の育成促進を図る。

(3-2-3) スキル指標の国際整合性の確保

(1) アジアにおけるスキル標準の展開については終息を視野に入れつつ、貿易投資円滑支援促進事業の一環で

あるタイへの支援を行う。なお、これまでのITSS²⁴を軸とした対応は、iコンピテンシ デクショナリへの理解を図りながら終息させる。

- (2) 日本のスキル標準の品質や可用性向上を目的に、英訳した iコンピテンシ デクショナリコンテンツの活用方法や、海外との情報収集・共有・比較に関する対応方法について検討する。

(3-2-4) IT人材をめぐる動向等の情報発信と新事業支援機関に対する取組

- (1) 「IT人材白書2015」における、重点調査事項(IT人材不足、情報システム部門の変化、ベンチャー企業と起業家、IoT等によるデータ活用・組み込みシステム・モバイル開発の人材動向)等から得られたIT人材動向の調査分析結果を踏まえて、「IT人材白書2016」を取りまとめるための調査を実施し、IT人材の現状と新たな動向やIT人材育成の取り組みの現状把握、実態を分析する。また、アンケートの回収率向上について、中期目標期間中に30%とすることを目指し、平成26年度の取組(インセンティブの導入、調査先への個別の依頼等、調査方法の見直し)を踏まえ、調査方法の検討及び見直しを行う。併せて、「IT人材白書」の普及を図り、IT人材育成に取り組む産業界や教育界、IT人材個人に対して新たな動向やIT人材育成の取り組みの現状等の情報発信を行う。
- (2) 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関等に対して、機構の成果について積極的に情報発信を行う。また、新事業支援機関からの要請に基づき、機構の成果普及や講師の派遣等を行う。

3-3. 情報処理技術者の技術力及び国民のIT利活用力の向上を目指した情報処理技術者試験の実施等

- (1) 平成27年度情報処理技術者試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)及びCBT²⁵方式によるiパス(ITパスポート試験(随時))を実施する。その際、情報セキュリティ人材をはじめとするIT人材の多様化と高度化、情報技術の進歩・変化を反映しつつ、共通キャリア・スキルフレームワーク(CCSF²⁶)に準拠した試験問題を作成する。また、「情報セキュリティマネジメント試験(仮称)」の創設に向けた作業を推進する。
- (2) 産業界・教育界への広報活動を強化し、情報処理技術者試験、iパスの更なる普及・定着化を推進するとともに、不断のコスト削減に努め、試験の活用の促進と収益の改善を目指す。
- (3) 情報処理技術者試験のアジア各国との相互認証の維持、アジア共通統一試験の定着、国際標準動向との調整等を実施する。また、関係機関の求めに応じ、バングラデシュへの情報処理技術者試験導入支援、諸外国の情報処理技術者評価制度等の構築に係る研修に協力する。

3-4. スキル標準及び産学連携に関する事業の民間を含めた実施体制の構築

(3-4-1) 活用推進のためのスキル標準の統合

- (1) 平成26年度に公開した「iコンピテンシ デクショナリ」(試用版)において得られたパブリックコメント等を反映したiコンピテンシ デクショナリの活用システムにおける「データベース(正式版)」を公開するとともに、同ディ

²⁴ ITSS: IT skill standard

²⁵ CBT: Computer Based Testing

²⁶ CCSF: Common Career Skill Framework

クシヨナリを有効に活用するための「アプリケーション(試用版)」の提供を開始する。

(3-4-2)民間を含めたスキル標準運営体制の検討

- (1)業界団体・学会・教育事業者等の自主的な活動等の促進と組織連携を図りながら、スキル標準活用に関する情報共有の場を設定し、民間主体による具体的な運営体制について検討する。

(3-4-3)産学連携による実践的なIT人材育成に係わる情報発信と情報ハブ機能の民間を含めた実施体制の構築の検討

- (1)産業界及び教育界における自立的産学連携IT人材育成活動に資するノウハウ、コンテンツを蓄積したIT人材育成iPediaを運用し、情報の発信と汎用的教育コンテンツの提供を行う。
- (2)産業界及び教育界の自主運営による産学連携IT人材育成の取組みを情報共有・普及する情報ハブ機能「高度IT人材育成産学連絡会」を国立情報学研究所(NII²⁷)との共同事務局にて2回開催する。本連絡会では、イノベーション人材育成(IT融合、デザイン思考、起業家教育等)のテーマに重点化する。また、大学等におけるIT起業家をめざす人材を育成する取組みの拡大促進活動への参画を検討する。

²⁷ NII: National Institute of Informatics

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 出口戦略を意識した業務運営の不断の見直し

- (1)各事業について実施の妥当性及び出口戦略を意識し、計画の策定、実行、評価、改善等に基づき業務運営の不断の見直しを行い、リソースを適切に配分する。
- (2)外部有識者及び第三者の意見・評価、フォローアップ調査、アウトカム分析等により、各事業の厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させることにより見直しの実効性を確保する。
- (3)機構内の検討機能を強化するため事業実施前に部門横断的に方針の情報共有や意見交換会を行う等、事業の運営方法等が有効かつ効率的なものであるか検証する。
- (4)機構に設置した各種審議委員会による事業評価や有識者・利用者に対するヒアリング(100者以上)等を行い、その結果を事業運営に反映させる。
- (5)平成27年度計画を着実に実施するため、上期終了時点において事業の進捗状況の把握を行うとともに、それを踏まえた「平成27年度下期実行計画」を策定する。また、予算の適切な執行に向け、「中間仮決算」を実施する。
- (6)機構の業務について、監査法人による外部監査のほか、監事監査や監査室による内部監査を実施する。監事監査については平成27年度「監事監査計画」に基づき、監査を実施する。また、内部監査については、平成27年度「内部監査計画」に基づき、前年度を中心とする監査結果に対するフォローアップ監査を実施するとともに、ITセキュリティ認証業務に関する監査、暗号モジュール認証業務に関する監査等の業務監査を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。

2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1)業務運営の見直しの結果を反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2)組織内外の課題に対応するため、部署を越えた横断的な連携を図り、外部専門人材も含めたワーキンググループやタスクフォースの設置等を行うことにより、機動的・効率的な組織・業務運営を行う。
- (3)業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的・積極的に活用し、情勢の変化への対応力を高めるとともに、知識の習得や蓄積を通じて組織のパフォーマンス向上に努める。
- (4)組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底や外部研修の活用等を積極的に行い、職員の業務遂行能力の向上を図る。
- (5)能力評価を実施し、評価結果を昇給・昇格に適正に反映させる。
- (6)職員の中長期的な育成のため、キャリアステップに応じた階層別研修、高度な専門知識や実践的技能を習得させるテーマ別研修等を実施する。
その他、職員の説明能力向上と職員間の知識の共有を目指した「1hourセミナー」を適宜、実施する。

- (7) 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続していく観点から、就職情報サイトの積極的活用や採用説明会の充実等、新卒採用者の確保に向けた採用活動を強化する。
- (8) 行政改革における人件費削減の要請に応えつつ、限られた人員で効果的・効率的に事業を実施するため、相乗効果をもたらすような部署間連携の強化を図るとともに、課題解決に対応した最適な組織体制を柔軟に整備する。

3. 運営費交付金の計画的執行

- (1) 運営費交付金の執行状況について、毎月財務部にて取りまとめ、理事会に報告することによりチェック機能の強化を図る等、運営費交付金の執行管理体制を強化することにより、事業の性質上やむを得ない案件を除き年度内での計画的執行を徹底し、予期せぬ運営費交付金債務残高の発生を抑制する。また、予期せぬ交付金債務残高についてはその発生要因を分析した上で、次年度以降の適正かつ計画的執行に努める。
- (2) 平成27年度補正予算(第1号)により措置された運営費交付金については、必要な事業体制の整備を図り、的確な執行に努める。

4. 戦略的な情報発信の推進

4-1. ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)

- (1) ユーザーニーズ等に関する市場動向、ITの技術動向、国際標準化動向等の調査を国内外に亘って行い、情報サービス・ソフトウェア産業に係る各種情報を収集し、積極的な情報発信を実施する。
- (2) 海外関連機関との連携強化や国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び国際動向の把握に努める。
- (3) ITの安全性・信頼性向上に資する基準・標準の策定及び事業成果の活用に向けたツール化、データベース構築、ガイドブック作成等を行い、利便性の高い情報提供を行う。
- (4) 高度な情報サービスの利用を通じた我が国の国民生活の向上及び産業の発展のために、研究会等により数年先の市場動向及び技術動向を見据え今後注力していくべき技術分野等の抽出を行う。
- (5) 機構のニューヨーク事務所を活用し、米国におけるITの最新動向の把握に努める。
- (6) 機構と関連のある情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催し、ユーザーニーズやIT関連の市場動向の把握に努める。
- (7) 最先端の分野における知見を高めるため、専門家を招いた勉強会等を定期的に開催する。

4-2. 戦略的広報の実施

- (1) ITに関する最新情報を発信することを目的とし有識者等による講演等で構成するシンポジウムを開催する。
また、開催結果の分析を行い、その内容を踏まえ翌年度の主催行事についての具体的な開催計画の策定に取り組む。
- (2) 機構ウェブサイトについて、英語版を含めコンテンツの充実を図り、有益かつ迅速な情報提供に努めるとともに利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。また、事業成果の主要なものについては、遅延なくウェブサイトに掲載する。

- (3) 機構の事業活動への理解及び事業成果の利用促進等を図ることを目的として、広報誌「IPA NEWS」を定期的に発行する。
- (4) 第三期中期計画に掲げた500件以上の報道発表の実現に向け、積極的に報道発表を実施する。また、個別取材対応を積極的に行う等、事業成果の認知度向上に努める。
- (5) 機構の行う公募、入札、イベント・セミナー情報及びセキュリティ対策情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行うとともに、毎月の事業成果について、「情報発信」として広報する。
- (6) 動画共有サイト、SNS等外部サービスを活用し、より広範な事業成果の普及を図る。

5. 業務・システムの最適化

- (1) 機構内のインフラ及びインフラ上で稼働する全てのシステムを正確かつ安全に運用していくため、共通基盤システムや基幹業務システムの運用管理及びインフラ環境の維持管理に係わる業務を確実に遂行する。
- (2) 「共通基盤システム機能拡張業務」を予定通り完遂させる。
また、機能拡張後の共通基盤システムのサービスレベルを保つための対策が、計画通り適切に機能していることを検証する。
- (3) 機構内で個別に稼働しているインフラ環境を共通基盤システム上に統合し、機構全体のインフラ環境の均質化と信頼性の向上及びサービスレベルの向上を図る。
また、執務環境における利便性の向上とコスト削減を目的としたコミュニケーションツール等を充実させる。
- (4) 一般利用者向けの個別システム等、システム障害時においても縮退運転可能な環境整備を目的としたシステム基本計画を策定し、システムの構築・サービスの導入に着手する。
- (5) マイナンバー制度対応及びWindows Server 2003サポート終了対策に向けた基幹業務システムのリプレース作業等に係わる準備作業に着手する。

6. 業務経費等の効率化

- (1) 厳密な予算執行管理を継続して実施し、適正な執行を図る。運営費交付金を充当して行う業務においては、第三期中期目標期間中、一般管理費(人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。)及び業務経費(新規分、拡充分を除く。)について、毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。
- (2) 役職員の給与水準については、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施するとともに、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を公開する。また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公開する。

7. 調達適正化

- (1) 契約事務マニュアル、入札説明書ひな型等を活用することとし、事務処理の一層の標準化・効率化を図る。
また、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続きの適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等(競争入札、企画競争及び公募)により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。

さらに、財務部内及び事業本部間で、契約の履行情報等の共有を推進し、トラブル等諸問題への迅速な対応に努める。

- (2) 随意契約等見直し計画に基づき、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。
- (3) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件について、契約監視委員会及び監事等による監査を受ける。
- (4) 役職員等に対して契約業務全般における知識の習得を図るため、研修会を実施する。

8. 機構のセキュリティ対策の強化

- (1) 「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検等を実施し、各部門の業務遂行においてあらたに策定した情報セキュリティ対策に係わる内部基準が遵守されるよう、徹底を図る。
- (2) 情報セキュリティ対策に係わる対策実施手順等の充実を図るとともに、情報漏えい防止等のセキュリティコントロールを目的としたシステム機能強化を検討する。

III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 自己収入拡大への取組み

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。
- (2) 機構主催のセミナー、印刷製本物及び出版物等について適切な受益者負担を求めていく。

2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

- (1) 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公開の充実等を図る。

3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

- (1) 地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握するため、決算ヒアリング等を行い、経営改善を目的とした積極的な指導・助言等を行う。
また、地域ソフトウェアセンターに対する直接的、間接的な支援について、主要株主である地方自治体・地元産業界との意見交換を行う。
- (2) 地域ソフトウェアセンター全国協議会が毎年度3回以上開催されるよう開催計画についての助言等を行う。また、機構の活動内容の紹介等により、地域ソフトウェアセンター間の情報交換を促進し、地域ソフトウェアセンターの経営改善を図る。
その他、各地域ソフトウェアセンター間及び機構との広域ポータルサイトを活用した関連情報の提供を行う。

4. 債務保証管理業務

(1)保証債務の残余管理については、保証先への往訪や代表者との面談並びに決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

5. 資産の健全化

(1)保有する資産について自主的な見直しを行い、効率的な業務運営を担保するため不断の見直しを実施する。
また、資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納を行う。さらに、情報処理技術者試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数増加に資する取り組みと不断のコスト削減に努め、財政基盤の確保を図ることにより、円滑な事業運営を目指す。

IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算(別紙参照)

総表(別紙1-1)

事業化勘定(別紙1-2)

試験勘定(別紙1-3)

一般勘定(別紙1-4)

地域事業出資業務勘定(別紙1-5)

2. 収支計画(別紙参照)

総表(別紙2-1)

事業化勘定(別紙2-2)

試験勘定(別紙2-3)

一般勘定(別紙2-4)

地域事業出資業務勘定(別紙2-5)

3. 資金計画(別紙参照)

総表(別紙3-1)

事業化勘定(別紙3-2)

試験勘定(別紙3-3)

一般勘定(別紙3-4)

地域事業出資業務勘定(別紙3-5)

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延、その他の事故等(例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等)の発生により生じた資金不足が生じた場合、短期借入金の限度額(15億円)の範囲内で借入を行う。

VI. 重要な財産の譲渡・担保計画

なし

VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VIII. 剰余金の使途

平成27年度で各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度の後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・短期の任期付職員の新規採用
- ・人材育成及び能力開発研修等
- ・広報、成果発表会等
- ・情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

- (1) 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続していく観点から、ジョブローテーションの実施や職員のキャリアパス形成等を通じ、中長期的視点に立った人材の育成を図る。
- (2) 就職情報サイトの積極的活用や採用説明会の充実等、新卒採用者の確保に向けた採用活動を強化する。

3. 中期目標期間を超える債務負担

- (1) 中期目標期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4. 積立金の処分に関する事項

- (1) 主務大臣の承認を受けた積立金については、情報処理技術者試験の制度改正等に係る経費の支出及び第二期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	12,450
国庫補助金	413
業務収入	2,403
その他収入	54
計	15,320
支出	
業務経費	16,271
一般管理費	1,098
計	17,369

[人件費の見積り]

平成27年度には1,196百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙1-2

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	-

予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	2,358
その他収入	2
計	2,361
支出	
業務経費	2,284
一般管理費	192
計	2,476

[人件費の見積り]

平成27年度には262百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-4

予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	プログラム開発 普及業務	情報技術セキュリティ 評価・認証業務	信用保証業務	事業運営業務	合計
収入					
運営費交付金	11,443	101	—	906	12,450
国庫補助金	413	—	—	—	413
業務収入	6	38	—	—	44
その他収入	45	—	7	—	52
計	11,907	139	7	906	12,959
支出					
業務経費	13,841	139	7	—	13,987
一般管理費	—	—	—	906	906
計	13,841	139	7	906	14,893

[人件費の見積り]

平成27年度には934百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-5

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	-

別紙2 収支計画

別紙2-1

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	9,169
業務費用	7,917
一般管理費	1,098
減価償却費	154
収益の部	
経常収益	9,049
運営費交付金収益	6,170
補助金収益	413
業務収入	2,403
その他収入	5
資産見返負債戻入	58
財務収益	50
純利益(△純損失)	△70
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△70

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	—
収益の部	
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	0

収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	2,439
業務費用	2,143
一般管理費	192
減価償却費	104
収益の部	
経常収益	2,367
業務収入	2,358
その他収入	1
資産見返負債戻入	8
財務収益	1
純利益(△純損失)	△70
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△70

収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	プログラム開発 普及業務	情報技術セキュリティ 評価・認証業務	信用保証業務	事業運営業務	合計
費用の部					
経常費用	5,631	143	7	949	6,730
業務費用	5,627	139	7	—	5,773
一般管理費	—	—	—	906	906
減価償却費	4	4	—	43	51
収益の部					
経常収益	5,586	143	4	949	6,682
運営費交付金収益	5,163	101	—	906	6,170
補助金収益	413	—	—	—	413
業務収入	6	38	—	—	44
その他収入	—	—	4	—	4
資産見返負債戻入	4	4	—	43	51
財務収益	45	—	3	—	48
純利益(△純損失)	0	0	0	0	0
前中期目標期間	—	—	—	—	—
繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
総利益(△総損失)	0	0	0	0	0

収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	—
収益の部	
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	0

別紙3 資金計画

別紙3-1

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	19,723
業務活動による支出	9,014
投資活動による支出	8,355
翌年度への繰越	2,354
資金収入	19,723
業務活動による収入	15,322
運営費交付金による収入	12,450
国庫補助金による収入	413
業務収入	2,403
その他収入	57
投資活動による収入	1,934
当年度期首資金残高	2,467

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	1
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	1

資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	3,584
業務活動による支出	2,335
投資活動による支出	141
翌年度への繰越	1,109
資金収入	3,584
業務活動による収入	2,361
業務収入	2,358
その他収入	2
当年度期首資金残高	1,224

資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	プログラム開発 普及業務	情報技術セキュリティ 評価・認証業務	信用保証業務	事業運営業務	合計
資金支出	14,753	139	315	906	16,112
業務活動による支出	5,627	139	7	906	6,679
投資活動による支出	8,214	—	—	—	8,214
翌年度への繰越	911	0	308	0	1,219
資金収入	14,753	139	315	906	16,112
業務活動による収入	11,907	139	10	906	12,962
運営費交付金 による収入	11,443	101	—	906	12,450
国庫補助金 による収入	413	—	—	—	413
業務収入	6	38	—	—	44
その他収入	45	—	10	—	55
投資活動による収入	1,934	—	—	—	1,934
当年度期首資金残高	911	0	305	0	1,217

資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	25
翌年度への繰越	25
資金収入	25
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	25